

議案第71号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年12月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

都市公園法施行令の改正に伴い、運動施設の敷地面積の基準を定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の6」を「第2条の7」に改める。

第2条の6第2項中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第1章の2中第2条の6の次に次の1条を加える。

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の7 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50（葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める公園にあつては、規則で定める割合）とする。

第5条の2中「都市公園法施行令第12条第10号」を「政令第12条第2項第10号」に改め、「次の」の次に「表の」を加える。

第11条第2項中「葛飾区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

別表第1水元中央公園の項中「水元中央公園」を「水元スポーツセンター公園」に改め、同表総合スポーツセンター運動公園の項中「総合スポーツセンター運動公園」を「奥戸スポーツセンター公園」に改め、同表に次のように加える。

西水元つかのこし公園	// 西水元二丁目16番5号
協栄公園	// 新宿三丁目26番1号

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成30年2月1日から施行する。